

川崎北耐震判定委員会業務規程

(趣 旨)

第1条 この川崎北耐震判定委員会業務規程は、川崎北耐震判定委員会（以下「委員会」という。）が、申請者の要請に基づいて「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）（以下、耐震改修促進法）、その他国の定める技術基準に準拠した、任意の（法律に義務づけられたものではない）技術評価を行うために、必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 既存建築物の耐震性の判定の申込みがあった場合、委員会を開催し、必要な検討を行ったうえ、その判定を行う。ただし、紛争・訴訟等に関する案件は取り扱わないものとする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を富士建築センター株式会社（以下「事務局」という。）に設置し、運営を委託する。

(委員会組織及び委員の構成)

第4条 委員会の委員は、大学教授等の学識経験者・実務経験者をもって構成する。ただし、委員長が必要と認める場合は、この委員会にオブザーバーの出席を求め、意見を聴くことができる。

2 委員会の委員は、本会の委員長の承認を得て委嘱するものとする。

3 委員会には、委員長1名を置くものとし、大学教授等の学識経験者とする。委員長は必要に応じて、学識経験者を副委員長に任命できるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現在の委員の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集することができる。

2 委員会の開催通知は、事務局において行う。

(委員会の成立)

第7条 委員会の成立条件は以下のとおりとする。

委員長若しくは副委員長	1名
委員	2名以上

(判定基準)

第8条 既存建築物の耐震性の判定は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート

造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」その他国土交通省、文部科学省等関係機関において定められた関連基準に基づいて行う。

(判定に関する検討事項)

第9条 委員会は、委員長が議長となり、耐震診断及び耐震改修の妥当性について審議する。

(作業部会)

第10条 委員会は、前条の判定に関する事項の検討作業の補助を作業部会に委託することができる。作業部会は、事務局内に設置するものとする。

2 作業部会は、委員長の任命した作業部会長及び作業部員をもって構成する。

3 作業部会長は、物件毎に作業部員の中から2名以上の部会担当委員を定め、そのうち1名を主査とする。

4 作業部会は、必要があると認めるときは、委員長の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 作業部会長または部会主査は、検討作業終了後速やかに、その結果を委員長に報告する。

(受付)

第11条 申込書の受付は、事務局において行う。

2 事務局は、提出された耐震診断申込書及び添付資料を確認のうえ受理し、その旨を委員長に連絡する。

(委員会への参加)

第12条 委員長は、判定申込者及び部会担当主査に対し、耐震判定委員会開催通知により、同委員会への出席を要請する。

(業務の報告)

第13条 業務終了後速やかに耐震診断判定書を事務局で作成し、委員長の承認の上、判定申込者に交付する。

2 前項の判定書は、本会に1部控えを保存し、提出された資料等は判定申込者に返却する。

3 第1項の判定書には、第8条の判定基準による判定結果を示す。

(守秘義務)

第14条 委員会の委員及び作業部会の委員は、検討事項に関連して知り得た資料、知識等を第三者に漏洩、公表又は活用してはならない。

(記録)

第15条 委員会は、委員会業務の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(経費の支弁)

第16条 本規程による判定に要する経費は、原則として、申込者により支払われる判定費用及びそ

の他の収入により支弁する。

(会 計)

第 17 条 判定費用の請求、受領及びその他の必要な会計事務は、事務局において行う。

(規程の変更)

第 18 条 本規程の変更は、委員会の承認を得る。

(その他)

第 19 条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

(附則)

この規程は、平成 23 年 2 月 3 日より施行する。

制定：平成 22 年 12 月 8 日
最終改訂：平成 23 年 2 月 3 日